## 第4回伊東市総合計画審議会 議事録

開催日時	令和2年10月27日(火)13:30~16:40
開催場所	伊東市役所8階 大会議室
出席者	(1) 総合計画審議会委員:21人 青木敬博 委員、石井義仁 委員、石川哲史 委員、伊藤成也 委員、稲葉義彰 委員 井上靖史 委員、大川直子 委員、操上俊樹 委員、齋藤 稔 委員、篠原峰子 委員 下村克也 委員、菅原邦彦 委員、杉本憲也 委員、鈴木洋子 委員、高田充朗 委員 西野秀彦 委員、濱田修一郎 委員、原 崇 委員、村田充康 委員、森 知子 委員 山本哲正 委員 (欠席:5人) 大川勝弘 委員、長田直己 委員、加来真樹子 委員、勝又俊宣 委員、田中 実 委員
	(2) 市当局 杉本 仁 企画部長、奥山貴弘 理事、近持剛史 危機管理部長兼危機管理監 浜野義則 総務部長、三好尚美 市民部長、松下義己 健康福祉部長 西川豪紀 観光経済部長、石井裕介 建設部長、大川 毅 上下水道部長 岸 弘美 教育部長、冨士一成 議会事務局長 佐藤文彦 秘書課長、稲葉信洋 情報政策課長、小川直克 庶務課長、木村光男 財政課長 萩原智世子 課税課長、渡辺拓哉 収納課長、福西 淳 公営競技事務所長、 (事務局:企画課) 小川真弘 企画課長、菊地貴臣 課長補佐、山下明子 課長補佐
*\ PP      . *\	出口卓主查
公開・非公 開の別	公開
会議次第	1 開会 2 審議の進め方 3 第五次伊東市総合計画・基本構想答申(案)について 4 「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)」及び「伊東市総合戦略(改訂案)」に対する公募意見について 5 各専門部会の審査経過報告 6 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)政策目標1~5の答申(案)について 7 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)構想の推進等の審議 8 伊東市総合戦略(改訂案)の審議 9 その他 10 閉会

## 審議会の内容

発言者	発言内容
1. 開会	
事務局	それでは皆さんこんにちは。
	定刻になりましたので、ただ今から、第4回総合計画審議会を開会いたします。
	まず、諸般の報告を申し上げます。本日の会議を招集申し上げましたところ、止むを得
	ず欠席する旨の届けが、田中委員、加来委員、長田委員、勝又委員、大川勝弘委員から
	ございました。また、操上委員におかれましては、所用のため途中での退席となります
	こと、ご報告申し上げます。
	また、政策目標5の3「広域連携による誘客の拡充」における成果指標「伊豆半島7
	市6町の観光交流客数」の実績値及び構想の推進の3「健全かつ持続可能な財政運営」
	における成果指標「全ての会計の地方債残高」の実績値が確定いたしました。報告させ
	ていただきますので、専門部会前に郵送させていただいた成果指標一覧または、基本
	計画案の76ページ、92ページを御覧ください。伊豆半島7市6町の観光交流客数の令
	和元年度の現状値は「43,859,475人」となり、目標値は変更ございません。次に92ペ
	ージ、全ての会計の地方債残高(臨時財政対策債を除く)の令和元年度の現状値は、324
	億円となり、目標値は変更ありません。
	なお、審議に入ります前に、1点基本計画案の修正をお願いいたします。修正内容
	は、秘書課長から報告いたします。
	【秘書課長報告】
	秘書課長でございます。本審議会の提出の政策目標5「活力にあふれ交流でにぎわ
	うまち」の施策5-8「国際交流の推進・都市交流の促進」の一部に誤りがありました
	ので、本日お手元にお配りしました、新旧対照表のとおり修正させていただきます。誠
	に申し訳ございませんでした。
	修正のほど、よろしくお願いいたします。
	以降の進行は、会長からお願いいたします。
2. 審議の	) 進め方
鈴木会長	皆様こんにちは、議長職を務めさせていただきます鈴木です。本日はお忙しい中、総
	合計画審議会、全体会にお集まりいただきありがとうございます。ただいまより、審議
	を開始させていただきます。
	次に、次第2「審議の進め方」を議題とします。本日の審議の進め方について、事務
	局から説明をお願いします。
事務局	それでは、審議の進め方について、資料1タイムスケジュール表に基づき説明いた
	します。
	この後、次第3では、前回まで審議いただきました、第五次伊東市総合計画・基本構
	想について、意見をまとめた答申案を審議いただきます。
	続いて、次第4では、「第十一次基本計画案」及び「伊東市総合戦略改訂案」に対す

発言者	発言内容
	る公募意見・パブリックコメントの結果報告をいたします。
	続いて、次第5では、各専門部会で審議いただいた第十一次基本計画政策目標1~
	5までの審査経過を報告するとともに、次第6では、それらについての答申案を審議
	いただきます。
	予定では、次第6終了後に休憩をはさみ、その後、次第7では、第十一次基本計画
	(案)構想の推進等の部分を審議いただきます。
	審議については、意見の提出状況等を勘案し、「基本計画の1ページ~15ページ及び
	94 ページ~97 ページ」と「構想の推進 1 全員参加によるまちづくりの推進」を一括で
	審議、「構想の推進2市民の信頼に応える行政運営」と「構想の推進3健全かつ持続可
	能な財政運営」を一括で審議いただきます。
	進め方については、前回までと同様に、まず、事前に頂戴した質問等に対する市の回
	答を報告いたしますので、それらに対し審議をお願いいたします。事前に頂戴した質
	問以外についても、何かご意見があればお願いたします。
	続いて次第8では、伊東市総合戦略改訂案について、審議いただきます。
	審議については、意見の提出状況等を勘案し、(1)に記載しております、第1章「総合
	戦略の策定に当たって」第2章「基本目標」基本目標1「安全・安心なくらしを守る」
	を一括で審議、次に(2)基本目標2「安定した雇用を創出する」、基本目標3「新しいひ
	との流れをつくる」を一括で審議、基本目標4「結婚・出産・子育ての希望をかなえ
	る」、基本目標 5 「時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携する」、第 3 章「SDGs
	と施策の関係」を一括で審議いただきます。
	進め方については、次第7と同様になります。
	以上で説明を終わります。
鈴木会長	ただいまの事務局説明について、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言をお願い
	します。
	(意見無し)
	ご意見がないようでしたら事務局の説明のとおり、審議を進めてまいります。
3. 第五次	次伊東市総合計画・基本構想答申(案)について
鈴木会長	はじめに、次第3「第五次伊東市総合計画・基本構想答申(案)について」を議題と
	します。事務局から報告させます。
事務局	次第3「第五次伊東市総合計画・基本構想答申案」について、報告いたします。着座
	にて失礼いたします。第2回及び第3回の全体会において議論いただいた点について、
	修正意見と付帯意見にまとめております。
	資料2別紙1の1ページから2ページ及び基本構想案をご覧ください。
	まず、修正意見についてですが、市民憲章のページについて、各項目を記載している
	諮問案を、資料2、1ページから2ページにかけて記載のとおり、前文及び各項目の説
	明文並びに制定日等を追加いたします。
	次に、基本構想2ページの「第1章序論第1節計画策定の目的」のうち、「本市は、
	海、山を始めとする美しい自然や豊かな温泉、花木に恵まれた風光明媚なまちであり、
	先人のたゆまぬ努力により発展してきた国際観光温泉文化都市です。」との諮問案を、

国際観光文化都市に注釈をうち、「日本国憲法第 95 条に基づき、住民投票による過半数の同意を経て立法化された個別の特別法で、国際的な観光・温泉等の文化・親善を促進する地域として指定された都市をいう。本市では、伊東国際観光温泉文化都市建設法が制定されている。」を追加いたします。

資料2の3ページにまいります、基本構想の4ページの「第4節社会情勢の変化」の「(1) 自然災害の懸念と国土構造の変化」については、3点ございます。

まず、最上段、「現在までも復興への取組が進められており、今後も自然災害への備えを万全にしていく必要があります。」との諮問案の「現在までも」を「現在も」に、さらに中段にまいりまして、「また、人口減少の進行に伴って」との諮問案を「また、人口減少の進行や生活様式の変化に伴って、」に、最下段にまいりまして、「特に所有者が不明の土地が増えており、災害復旧や農地集約の障害になることが懸念されます。」との諮問案の「所有者が不明」を「所有者不明」に修正いたします。

続いて、1 枚おめくりいただき、資料 2 の 4 ページから 10 ページまでは、全て、基本構想 8 ページから 10 ページにかけての「第 5 節まちづくりの課題の各課題」についてとなります。

まず資料2の4ページから5ページにまいります。基本構想8ページ「(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりが求められます」のうち、「生活環境の向上のためには、市民ニーズが多様化するなか、消防・救急体制、防犯対策、防災のまちづくり、消費生活、住民相談の支援といった様々な分野での対応が必要となっています。」との諮問案に、下線部の「魅力的で住みよいまちづくりには、生活環境の向上が不可欠です。」を追加いたします。

同じく基本構想9ページ「(3) 心身ともに健やかに暮らせるまちづくりが求められます」のうち、「市民満足度調査によると、日常生活全体における幸福感は、幸福感を判断する際に重視した事項として、「健康状況」が高い割合となっています。また、国民健康保険加入者の医療機関別受診状況を見ると、入院患者の半数以上が市外の医療機関を利用していることや、人口10万人当たりの病院病床数や医師数が、全国や県の平均を大きく下回っていることなどから、医療を充実していくことが求められます。」との諮問案に、下線部の「生涯を通して健康で幸せに暮らすためには、健康でいたいと願う市民の意識とそれを支える社会の環境が大切です。」を追加いたします。

資料の5ページにまいります。同じく基本構想10ページ「(4) 個性豊かな人づくりと生きがいを感じられるまちづくりが求められます」のうち「次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指すとともに児童生徒の生きる力「一知・徳・体のバランスのとれたカー」を伸ばすため、本市では、質の高い学校教育の推進に努めています。」との諮問案に、下線部の「持続可能な社会を目指すためには、個性豊かな人材の育成が重要です。」を追加いたします。

次に、資料2の5ページから6ページにまいります。基本構想8ページ「(1)安全で安心して暮らせるまちづくりが求められます。」に戻りまして、2点ございます。

まず、「特に東日本大震災以降、豪雨や台風による多くの災害が全国で発生していることから、防災・減災への市民意識は高まっており、建築物、構造物の耐震化の向上だ

けでなく、多様なニーズに対応した避難所の運営、市民自らが自分の命を守るための実践的な避難訓練の実施など具体的な対応が求められています。」との諮問案について、修正意見欄の3行目、「耐震化の向上だけでなく」以降に、下線部の「環境保全と防災を踏まえた開発、森林管理等による土砂災害の防止、空家や道路周辺への樹木の繁茂や倒木など日常の安全確保とともに災害復旧の障害となる恐れのあるものに対しての平時からの対策などが求められています。さらに」を追加するとともに、1 枚おめくりいただき資料、6ページの中段、「さらに、令和2年に世界的に拡大した新型感染症を始め、」との諮問案の「新型感染症」を下線部の「COVID-19」に修正いたします。次に、資料2の6ページから7ページにまいります。最下段、基本構想 10 ページ「(4) 個性豊かな人づくりと生きがいを感じられるまちづくりが求められます」のうち、「また、地域社会と連携しながら、確かな学力と学ぶ意欲の向上、豊かな心の成長の支援など、魅力ある学校づくりに更に努めていく必要があります。」との諮問案に、下線部の「家庭」を追加いたします。

次に、7ページにまいりまして、「また、市民の誰もがいつまでも生きがいを感じながら、心豊かに日々を楽しむことができるように、今後も、市民が学びや文化活動を行う自主性を尊重し、ライフステージに応じた様々な学習機会や生涯スポーツ活動の場を提供するほか、文化活動に係る環境の醸成に努め、誇り高く充実した人生を歩むことができるよう支援することが求められています。」との諮問案について、「文化活動」という表現を、修正意見欄の3行目の下線のとおり「文化・スポーツ活動」に、また5行目、「生涯学習スポーツ活動の場を提供するほか」以降に、下線の「施設などハード面の充実に努めるとともに、」を追加いたします。

次に、資料2の7ページから8ページにまいります。基本構想10ページ「(5)良好な自然環境と生活環境が広がるまちづくりが求められます。」のうち、「しかし、近年の森林の減少や海岸環境の保全などが課題となっています。」との諮問案を「しかし、近年、森林の減少や未整備森林の増加、海岸環境の悪化などが生じてきています。」に修正いたします。

1 枚おめくりいただき、次に資料2の8ページから9ページにまいります。基本構想10ページから11ページ「(6) 社会情勢の変化に対応した計画的で魅力あるまちづくりが求められます」のうち、「今後は、必要な都市基盤整備や、その長寿命化施策とともに、適切な維持管理を進めつつ、都市機能や生活機能を集約したコンパクトでかつ魅力的な市街地を形成することが求められます。また、地域特性を踏まえた地域拠点の形成を図り、既存集落地のコミュニティと良好な住環境を維持していくことが求められます。」との諮問案に、下線部の「地域を特性を踏まえ」と「加え」を追加することで、1センテンスに修正いたします。

次に、資料2の9ページから10ページにまいります。基本構想11ページから12ページ「(7) 観光を軸とした活力ある産業を創造するまちづくりが求められます」について、2点ございます。

「放置されている森林を経済ベースで活用することで地域経済の活性化を図るとと もに、森林環境を整備することで土砂災害等の発生リスクを低減するため、」との諮問

発言者	発言内容
	案を、「森林環境を整備することで、地域経済の活性化を図るとともに土砂災害等の発
	生リスクを低減させるなど、」に、最下段にまいりまして、「漁業の活性化についても対
	応が求められます。」との諮問案の「ついても」を「ついての」に修正いたします。
	1 枚おめくりいただき、資料 2 の 10 ページにまいります。基本構想 13 ページ「(8)
	心がふれあう地域社会があるまちづくりが求められます」のうち、「また、移住者の暮
	らしやすい環境づくり、男女共同参画社会の実現、地域全体で青少年を守り育ててい
	く体制の整備など、全ての人が大切にされる地域社会をつくることが必要です。」との
	諮問案に、下線部の「青少年が地域とともに健やかに育つことができる環境の整備の
	ほか、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができる環境や多様性
	が尊重される環境」を追加・修正いたします。
	修正意見は以上となり、続いて、別紙2の付帯意見にまいります。
	1ページ、伊豆湘南道路が現実化に伴い、伊豆全体を考える伊豆半島交通ネットワ
	ークを考えていただきたいとの意見や、アウトバウンドが COVID-19 で落ち込むことか
	ら、今後は国内旅行消費に注目し観光産業を盛り上げる必要があるとの意見、また、大
	学卒業までの手当の支給や交通費の補助等、安心して教育が受けられるまちづくりを
	検討いただきたいとの意見が出されました。
	内容をご確認いただき、よろしければ、11月10日に予定している市長への答申に盛
	り込みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
	以上で説明をおわります。
鈴木会長	ただいまの説明については、これまで委員の皆さんにご意見を伺ってきた基本構想
	案について、修正意見と付帯意見に分けてまとめたものであります。ご意見があれば
	お願いします。
	(意見無し)
	ご意見が無ければ、審議結果のとおりに決定いたします。
4.「第五	次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)」及び「伊東市総合戦略(改訂案)」に対
する公募意見	見について
鈴木会長	次に、次第4「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画案」及び「伊東市総合戦略
	改訂案」に対する公募意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	次第4、「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画案」及び「伊東市総合戦略改訂
	案」に対する公募意見について、説明いたします。
	資料3を御覧ください。
	第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画案については、令和2年8月26日(水)
	から令和2年9月25日(金)の1カ月間、パブリックコメントを実施し、1人の方か
	ら31件の意見が提出されました。
	事前に委員の皆様に郵送させていただきましたこと、また、本日の会議時間の都合
	から、説明は割愛させていただきますが、意見に対しまして、市の回答欄のとおり市の
	ホームページにおいて回答いたします。
	市の回答等につきまして、何かご意見がありましたら、お願いいたします。
	また、本日配付いたしました、第4回総合計画審議会全体会資料修正箇所をご覧く

発言者	発言内容
	ださい。 1 点、修正をお願いいたします。資料 3 の 1 2 ページ、No15 について、ペー
	   ジ数が19ページとなっておりますが、22ページの誤りでございますので修正をお
	   願いいたします。失礼いたしました。
	なお、総合戦略については、ご意見がありませんでした。
	以上で、報告を終わります。
鈴木会長	パブリックコメントについて、ご意見があればお願いします。ご意見がないようで
	あれば、パブリックコメントについては、市の回答のとおり、公表をしていただきま
	す。
5. 各専門	- 門部会の審査経過報告
鈴木会長	次に、次第5「各専門部会の審査経過報告」を議題とします。各専門部会の審査経過
	について事務局から報告いたします。
事務局	それでは、次第5「各専門部会の審査経過」について、報告いたします。
	始めに第1専門部会の審査経過について報告いたします。資料4-1を御覧くださ
	い。審査担当部分について、慎重に審議検討を行った結果、別紙のとおり一部修正意見
	を付し、他は諮問案のとおり決定しました。なお、別紙のとおり意見を付します。
	それでは1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。審議結果については、対応欄
	に記載しており、諮問案のとおりとするものについては、「諮問案のとおり」と記載し
	ております。諮問案を修正することとした内容については「修正」としております。修
	正等はしないものの意見を付すものについては、「付帯」としており、それら以外の、
	質問や当局側から修正をお願いしたものなどは、「一」としております。また、「市の対
	応」及び「内容及び意見理由」欄の下線は、修正部分となります。
	始めに施策1-1「危機管理体制の充実」において、諮問案から修正するとした内容
	については、No1、課題、施策の方針、基本的な取組、役割分担において津波対策の記
	載を追加、No2、表現を修正、1枚おめくりいただいた No3、課題、基本的な取組にお
	いて、感染症対策を踏まえた避難所運営の記載を追加、No4のとおり表現を修正するこ
	とといたします。その他、No5の市民の役割をどのように市民等に伝達するかとの意見
	が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、施策1-2「総合治水対策の強化」において、諮問案から修正するとした内容
	については、No2、1枚おめくりいただき、No3のとおり、表現を修正することといた
	します。その他、急傾斜地と指定すべき箇所数についての意見が出されました。これら
	以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、施策1-3「災害に強い建築物や公共施設の整備」において、諮問案から修正
	するとした内容は無く、意見として、No2、計画的な管路の更新ではなく、効率的な管 
	路の更新とした意味を求める意見等が出されました。これら以外の意見は無く、諮問
	案のとおり決定したとしています。
	次に、1枚おめくりいただき、施策1-4「生活安全の推進」、さらに1枚おめくり
	いただき、施策1-5「消防体制の強化」、さらに1枚おめくりいただき、施策3-1
	「自然との共生社会の推進」において、修正するとした内容は無く、諮問案のとおり決
	定したとしています。なお、施策3-1「自然との共生社会の推進」については、当局

発言者 発言内容

から、記載の成果指標に係る現状値の修正を報告いたしました。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 3-2 「循環型社会の推進」において、諮問案から修正するとした内容については、6 R を注釈にて次ページの資料「私たちにできる 6 R」を基に説明することといたしました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 3-3 「生活排水対策の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、No1 のとおり、目標値の考え方を注釈にて説明することといたしました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。なお、1 枚おめくりいただき、当局から、記載のとおり内容の修正について報告いたしました。

次に、施策3-4「安全でおいしい水の安定供給」において、諮問案から修正するとした内容は無く、意見として、目標値の変更について意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 3-5 「魅力的な都市空間の創造」において、諮問案から修正するとした内容は無く、意見として、No1 の伊東駅周辺整備事業の進捗を求める意見や、No2 の良好な街並み景観を作るための景観条例の制定についての意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。なお、1 枚おめくりいただき、当局から、記載のとおり、課題、施策の方針、基本的な取組の主な内容、役割分担、関連する個別計画について、内容の修正を報告いたしました。

次に、1枚おめくりいただき、施策3-6「公共交通体系の充実」において、諮問案から修正するとした内容は無く、意見として、目標値の設定根拠の意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 3-7 「道路環境の整備」においては、修正するとした内容は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

また、1 枚おめくりいただき、他の政策目標への参考意見が2件出されたほか、さらに1 枚おめくりいただき、次第4のその他での意見として、消防団員の定数見直しに関する意見や、急傾斜地に関する意見等が出されました。

次に、第2専門部会の審査経過について報告いたします。資料4-2を御覧ください。

審査担当部分について、慎重に審議検討を行った結果、別紙のとおり一部修正意見を付し、他は諮問案のとおり決定しました。なお、別紙のとおり意見を付します。

それでは1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。

始めに施策 2-1 「地域医療の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、No2 と、1 枚おめくりいただき No5、 $No7\sim No8$  のとおり、表現を修正することといたします。その他、No6 の災害時に拠点病院となる市民病院が、市や地域と十分な連携が取れているか等の意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のと

おり決定したとしています。

次に、施策 2-2「健康づくり支援」において、諮問案から修正するとした内容については、No1、No2 のとおり、表現を修正することといたします。No3 については、政策目標 1 への参考意見となり、これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 2-3 「出産・子育で支援の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、 $No1\sim No3$  のとおり、表現を修正することといたします。その他、意見として、No4 の最上段、児童虐待の早期発見や早期対応のための具体的な取組を問う意見や、1 枚おめくりいただき、貧困の問題を解決し子どもたちの進学率を上げる取組についての意見等が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策 2-4「保育及び幼児教育の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、No2と、1 枚おめくりいただき、No10、No12 のとおり、表現を修正することといたします。また、No11、⑤基本的な取組の多様な保育事業の推進の主な内容に、乳児家庭全戸訪問を追加した方が良いとの意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。その他意見として、当日意見欄の、認定こども園も見据えた再編の今後のビジョンについて意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 2-5 「高齢者福祉の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、さらに 1 枚おめくりいただいた No3 に記載のとおり、表現を修正することといたします。また No1 や No2、当日意見欄のとおり目標値の設定根拠や生活支援サポーターの養成者数の目標値が高すぎるとの意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策 2-6 「障がい者福祉の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、1 枚おめくりいただいた No3、No4 に記載のとおり、表現を修正することといたします。また、意見として、前後しますが、No1、障がい福祉サービス支給決定者数(実数)の目標値の設定根拠を問う意見や、No2、災害時における聴覚障がい者に関する記載を盛り込む意見等が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、No5 の市役所における障がい者雇用者数を問う意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策 2-7 「地域福祉の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、No1、 $No3\sim No4$ 、さらには 1 枚おめくりいただいた No6 に記載のとおり、表現を修正することといたします。また、前後しますが、No2 の目標値の設定根拠や、当日意見欄の行政の役割にボランティア保険への加入等を記載したらどうかとの意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。その他意見として、No5 の中高生に対し、福祉の理解を高めるための授業等を行ったらどうか等の意見が出されました。それら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策2-8「多様性のある社会の実現」、1枚おめくりいただき、施策2-9

「保険・年金制度の運営」においては、修正するとした内容は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

また、1枚おめくりいただき、次第4のその他での意見として、最上段の成年後見人の人材育成についての意見や市役所において障がい者の雇用を積極的に進めていただきたいとの意見、障がい児の成長に伴う親の不安を軽減できるよう、教育分野においても具体的な施策を充実させていただきたいとの意見が出されました。

次に、第3専門部会の審査経過について報告いたします。資料4-3を御覧ください。

審査担当部分について、慎重に審議検討を行った結果、別紙のとおり一部修正意見を付し、他は諮問案のとおり決定しました。なお、別紙のとおり意見を付します。

それでは1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。

始めに、施策 4-1 「教育環境の整備」において、諮問案から修正するとした内容については、No2 のとおり成果指標を新たに追加、1 枚おめくりいただき No3 では、施策の方針から、下線のとおり 1 人 1 台端末の整備や校内 LAN などの部分を削除、No4 では、主な内容を下線のとおりに修正するとともに、基本的な取組の「ICT 教育環境整備の充実」の前に最先端を追記、1 枚おめくりいただき、No8 では、「①施策が目指す姿」の「対象」に教職員を追加、No9、⑦関連する個別計画に記載の計画等を追加することといたします。その他、意見として、No5、ICT 教育の推進について、慎重に対応をいただきたいとの意見等が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。なお、No11 をご覧ください。また、本日配付いたしました第4回総合計画審議会全体会資料の 1 ページを合わせてご覧ください。市の対応欄の、保障の漢字が間違っており、正しくは、本日配付の資料に記載のとおりの「保障」の漢字となりますので修正をお願いいたします。失礼いたしました。

次に、2 枚おめくりいただき、施策 4-2 「未来を創る教育の充実」において、諮問案から修正するとした内容については、2 枚おめくりいただいた No11、役割分担の学校に新学習指導要領に示されている内容を 1 番上に追記することといたします。また、前後しますが、No6 目標値の設定根拠や No9 他の施策への記載を求める意見等が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、No12 学力だけでなく、心・気持ちを育てる教育が必要である等の意見も出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。なお、当局から、記載のとおり現状と行政の役割分担ついて内容の修正を報告いたしました。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 4-3 「生涯学習活動の推進」において、諮問案から修正するとした内容は無く、No1 の目標値の設定根拠の意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、1 枚おめくりいただき、No5 自宅においてデジタル図書を閲覧可能にしていただきたいとの意見や、1 枚おめくりいただき、No6 統廃合により使用されなくなった建物等を使用し、生涯学習活動を推進していただきたい等の意見が出されました。記載されているもの以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策4-4「青少年の健全な育成」においては、諮問案から修正するとした内

容は無く、No1 目標値の設定根拠の意見が出されましたが諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、No2 青少年の健全な育成を図るためには、家庭・地域・学校が子供たちを守れるような協力体制を構築し見守ることが必要である等の意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1枚おめくりいただき、施策4-5「市民スポーツ活動の推進」においては、 諮問案から修正するとした内容は無く、No2、目標値の設定根拠の意見が出されました が諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、2枚おめくりいただき、No5、 1箇所に集約した、伊東市が誇れる総合グラウンドが必要である等の意見が出されま した。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、施策 4-6 「歴史・芸術文化の振興」においては、諮問案から修正するとした 内容は無く、No1、目標値の設定根拠の意見が出されましたが諮問案のとおりとなりま した。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 4-7 「郷土愛の醸成」においては、諮問案から修正するとした内容は、1 枚おめくりいただいた No2、③現状と課題の現状部分に、下線のとおり追加することといたします。また、前後しますが、No1 目標値の設定根拠の意見が出されましたが諮問案のとおりとなりました。その他、意見として、No3、高校生が講師となり、中学生に対し、郷土について教える等の取組を行い、高校と中学との連携を密にしていただきたいとの意見が出されました。記載されているものの意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、第4専門部会の審査経過について報告いたします。資料4-4を御覧ください。

審査担当部分について、慎重に審議検討を行った結果、別紙のとおり一部修正意見を付し、他は諮問案のとおり決定しました。なお、別紙のとおり意見を付します。

それでは、1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。

始めに、施策5-1「地域資源の魅力向上」において、諮問案から修正するとした内容については、No1 は表現の修正、No3 は下線部分を追記、1 枚おめくりいただき、No4 は表現の修正、No5 は基本的な取組を、下線のとおり「情報発信の強化」と「旅行形態、観光客ニーズの把握」に分割、合わせて主な内容についても、記載のとおりに分割、1 枚おめくりいただき、No6 は表現の修正、1 枚おめくりいただき、No10 は、市民の役割を修正、No11 は行政の役割を追加、No12 は表現を修正することといたします。その他、意見として、当日意見欄のとおり、市民からの生の情報が観光客に届くよう情報発信していただきたい等の意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。

次に、1 枚おめくりいただき、施策 5-2 「新たな観光形態の構築・推進」において、諮問案から修正するとした内容については、No1、施策 5-1 と同様に基本的な取組と主な内容の分割及び公式 HP、SNS 等を活用した情報発信への修正のほか、1 枚おめくりいただき、No3、基本的な取組へのワーケーションの推進の追加とそれに伴い、現状、課題、施策の方針等にもワーケーションに係る記載を追加することといたします。その他、意見として、前後しますが、No2、アグリツーリズムの推進について検討いただ

発言者	発言内容
	きたいとの意見や当日意見欄の今後閉校になる学校施設について大学の合宿等の誘致
	を検討いただきたいとの意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のと
	おり決定したとしています。
	次に、1枚おめくりいただき、施策5-3「広域連携による誘客の拡充」において、
	諮問案から修正するとした内容は無く、No1、コロナ禍の不透明な状況であるため目標
	値を設定なしにすべきとの意見が出されましたが、諮問案のとおりとなりました。そ
	の他、意見として、当日意見欄の美しい伊豆創造センターへの情報の集約がうまくで
	きているかとの意見が出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定
	したとしています。
	次に、1枚おめくりいただき、施策5-4「商工業の振興」において、諮問案から修
	正するとした内容は、No1、No2 とも表現を修正することといたします。これら以外の
	意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、 $1$ 枚おめくりいただき、施策 $5-5$ 「農林業の振興」において、諮問案から修
	正するとした内容は、No2、下線のとおり表現を修正することといたします。その他、
	意見として、1枚おめくりいただき、農業と福祉の連携についての意見が出されまし
	た。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、施策5-6「水産業の振興」において、諮問案から修正するとした内容は、No4
	と、1枚おめくりいただき No5、6、下線のとおり表現を修正することといたします。
	その他、意見として、1枚おめくりいただき、当日意見欄の、食育の観点から、学校給
	食への地魚の提供について、行政に引き続き協力いただきたいとの意見や、漁師の担
	い手の育成についても協力いただきたいとの意見が出されました。これら以外の意見
	は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、施策5-7「移住定住の促進・関係人口の拡大」において、諮問案から修正す
	るとした内容は、先ほど施策5-2「新たな観光形態の構築・推進」と同様に、主な内
	容へのワーケーションの推進の追記、1枚おめくりいただき、No 2、下線のとおり表現
	を修正することといたします。その他、意見として、当日意見欄の、移住定住に関連
	し、ハザードマップ上、住むのに適していない場所は伝えていただきたいとの意見が
	出されました。これら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとしています。
	次に、施策5-8「国際交流の推進・都市交流の促進」において、諮問案から修正す
	るとした内容は、No1、下線のとおり修正することといたします。また、No2、Withコ
	ロナに見合った推進・促進へと全般的に見直すべきとの意見も出されましたが、諮問
	案のとおりとなりました。それら以外の意見は無く、諮問案のとおり決定したとして
	います。
	また、1枚おめくりいただき、次第4のその他での意見として、消防団の区割りや区
	の再編については、近い将来の大きな課題になるため、今後の伊東市のために検討い
	ただきたいとの意見が出されました。
ĺ	

鈴木会長

第1から第4専門部会までの経過報告をいたしました。専門部会の課題に対しまして、みなさま方が真摯に向き合い、熱心にご意見をいただいたこと、大変ありがたくお

以上で第1から第4専門部会までの報告を終わります。

発言者	発言内容
	礼申し上げます。ただいまの説明について、第1専門部会から順番にご意見をいただ
	きます。
	まず、1専門部会の審査経過についてご意見のある方は挙手をお願いします。事務
	局の説明が駆け足であったため、説明についていくのがやっとでしたが、いかがでし
	ようか。
	(意見無し)
	ご意見がないようでしたら、政策目標の1「安全で安心して暮らせるまち」、政策
	目標3「良好な環境が広がる快適に暮らせるまち」については、ただいまの審議のと
	おり決定いたします。
鈴木会長	次に、第2専門部会の審査経過についてご意見のある方は挙手をお願いします。
	(意見無し)
	ご意見はないでしょうか。無いようでしたら、政策目標2「誰もが健やかに暮らせる
	まち」については、ただいまの審議のとおり決定いたします。
鈴木会長	次に、第3専門部会の審査経過についてご意見のある方は挙手をお願いします。
	(意見無し)
	ご意見はないでしょうか。無いようでしたら、政策目標4「心豊かな人を育み生涯に
	わたって学習できるまち」については、ただいまの審議のとおり決定いたします。
鈴木会長	次に、第4専門部会の審査経過についてご意見のある方は挙手をお願いします。
	(意見無し)
	ご意見が無いようですので、政策目標5「活力にあふれ交流でにぎわうまち」につ
	いては、ただいまの審議のとおり決定いたします。
6. 第五次	大伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)政策目標1~5の答申(案)について
鈴木会長	次に、次第6「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画案 政策目標1~5の答申
	案について」を議題とします。事務局から報告させます。
事務局	次第6第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)政策目標1~5の答申案につ
	いて、報告いたします。
	なお、先ほど報告した専門部会の審査報告の対応について、「修正」としたものを別
	紙1修正意見に、「付帯」としていたものを、別紙2付帯意見にまとめております。
	説明が重複いたしますため、修正意見につきましては、表現の修正箇所の説明は割
	愛させていただき、新たに追加するとした箇所、資料で申し上げますと下線部追加と
	なっているもののうち、大きく変更となるもののみ改めて説明いたします。
	資料5別紙1の1ページ及び基本計画案諮問案をご覧ください。
	まず、修正意見についてですが、基本計画 16 ページから 17 ページの危機管理体制
	の充実について、各項目に津波についての記載を追加することとし、■課題に「津波浸
	水想定区域が大幅に拡大されたことによる津波避難体制の強化」を、④施策の方針に
	「・津波避難困難地区の解消に向け、ソフト対策の強化を図ります。」を、⑤基本的な
	取組と主な内容に「津波避難困難地区の解消」と「津波避難協力ビルの新規指定、海抜
	表示や避難方向誘導サインの設置」を、1枚おめくりいただき、⑥役割分担の■行政に
	「・津波から速やかに避難できるよう体制づくりに努めます。」を追加いたします。

次に、資料5の2ページの、同じく基本計画 16 ページから 17 ページにかけて、③ 現状と課題の■課題のうち、課題に「・感染症対策を踏まえた避難所運営の確立」を追加、⑤基本的な取組の「感染症対策の推進」の主な内容に「感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの整備」を追加いたします。

なお、ここで本日配付いたしました、第4回総合計画審議会全体会資料、修正箇所2ページの最上段を合わせてご覧ください。課題欄に記載しております「・避難所等の環境整備・帰宅困難者の一時滞在施設の確保」については、修正する部分ではございませんので、略に修正いたします。失礼いたしました。

次に、資料5の3ページにまいります。基本計画 18 ページから 19 ページの総合治水対策の強化について、③現状と課題の■現状のうち、「・住宅地付近の河川改修工事では、制約を受けることが多くあります。」との諮問案から下線部の「近接する建築物が工事施工の支障となる等の」を追加いたします。

次に、1 枚おめくりいただき、資料5の5ページ最上段にまいります。④施策の方針のうち2ポツ目、「・市民病院が災害拠点病院として機能を維持するとともに、救護所及び重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、災害医療体制の充実強化を図ります。」との諮問案について、市民病院を「伊東市民病院」に修正するとともに、下線部の「搬送方法を含めた」を追加いたします。

次に、1枚おめくりいただき、資料5の6ページにまいります。基本計画30ページ から31ページの出産・子育て支援の充実について、①施策が目指す姿の「子育て世代」 が目指す姿の「心身共に健やかに子育てができる」との諮問案から下線部の「安心して 出産ができ、」を追加いたします。

なお、ここで本日配付いたしました、第4回総合計画審議会全体会資料、修正箇所の 2ページ中段を合わせてご覧ください。資料5では子育て世代が2行目になってしま っておりました。正しくは1行目となりますので、本日配付した資料のとおり、順序の 入れ替えの修正をお願いいたします。また、心身ともにの「ともに」を漢字に修正させ ていただきます。失礼いたしました。

次に、資料5を1枚おめくりいただき、9ページにまいります。基本計画37ページの障がい者福祉の充実について、⑥役割分担の■行政のうち「・ハローワーク等と連携し、障がい者雇用の促進に努めます。」との諮問案から下線部の「・働くことが障がい者の生きがいにつながるよう、」を追加するとともに、「雇用を促進します。」に修正をいたします。

なお、こちらの記載は、基本計画 40 ページ~41 ページの 2 - 8 多様性のある社会の 実現の役割分担においても再掲していることから、そちらについても同様に修正する 必要があります。

資料5では、その記載がもれておりましたので、本日配付いたしました、第4回総合計画審議会(全体会)資料修正箇所2ページの最下段のとおり記載を追加いたします。 失礼いたしました。

次に、1枚おめくりいただき、資料5の11ページから12ページにまいります。基本計画46ページから47ページにかけての循環型社会の推進について、④施策の方針

のうち、「・プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための6Rを推進します。」との諮問案の6Rの後ろに注釈を、また⑤基本的な取組のうち、「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の推進」との諮問案にも同じく注釈をうち、注釈の内容として、記載の6Rについての説明を追加いたします。説明は、1枚おめくりいただき、次ページにも続いております。

次に、資料5の12ページから13ページにまいります。基本計画48ページの生活排水対策の充実について、②成果指標のうち、目標値及び指標名の環境基準について、それぞれ注釈1として、「※1 国の環境基準値。下水道整備により良好な水質を保全し、目標値である国の環境基準値を越えないよう、将来に渡って維持していくことを目標とする。」を、注釈2として、「※2 河川BOD・海域COD:水の汚れを示す数値。河川・湖沼ではBOD、海域ではCODを採用し、数値が小さい方が良い。(公共用水域測定調査は静岡県によるもの)」を追加いたします。

次に、資料 50 13 ページから 15 ページにかけてとなります。基本計画 58 ページから 59 ページにかけての4-1 教育環境の整備について、②成果指標について、「児童生徒 1 人当たりの教育用コンピュータ数」「長寿命化計画に基づく具体的な改修計画の策定・改修の実施」となっている諮問案に、1 枚おめくりいただき、「異物混入、アレルギー、食中毒等、給食を原因として人体に影響を及ぼす事故の発生件数」を追加するとともに、現状値 0 件、目標 0 件といたします。

次に、⑤基本的な取組のうち、ICT 教育環境整備の充実の主な内容の「1人1台端末の整備、校内 LAN の整備、大型提示装置の普通教室整備・特別教室整備、実物投影機の全普通教室整備、デジタル教材を活用できる環境の整備」との諮問案から下線部を追加し、基本的な取組を「最先端の ICT 教育環境整備の充実」に、主な内容を「児童生徒及び教職員1人1台端末環境の維持拡充、校内 LAN 環境の維持拡充、大型提示装置の小中学校の全普通教室・特別教室整備、実物投影機の全普通教室整備、デジタル教材を活用できる環境の整備」に修正いたします。

次に、資料 5 の 15 ページ中段から 16 ページにかけてとなります。⑥役割分担に、新たに学校の役割分担として、「・ICT 機器の操作方法や有効的な活用について、校内で研修を行います。」「・ICT 機器を活用した魅力ある授業を構築するために、校内研修の充実を図ります。」を追加するとともに、1 枚おめくりいただき、⑦関連する個別計画に、「・伊東市学校施設長寿命化計画」「・伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」を追加いたします。

次に、基本計画 61 ページの未来を創る教育の充実について、⑥役割分担の■学校の役割に、「・新学習指導要領で示されている、三つの柱の育成を目指し、「主体的、対話的で深い学び」のある学習活動を推進します。」を追加いたします。

次に、資料5の17ページにまいります。基本計画70ページの郷土愛の醸成について、③現状と課題の■現状に「・市外の高校に通学する割合が52.6%と高い割合となっています。」を追加いたします。

次に、基本計画 72 ページから 73 ページにかけての地域資源の魅力向上について、 ④施策の方針に「・旅行者の利便性向上のため、大手検索エンジンが提供する無料ツー

ルへの店舗情報の登録を促進し、市内消費の拡大を図ります。」を追加いたします。

次に、1枚おめくりいただき、資料5の18ページにまいります。⑤基本的な取組のうち「情報発信の強化及び旅行形態、観光客ニーズの把握」との諮問案を「情報発信の強化」と「旅行形態、観光客ニーズの把握」に分けるとともに、主な内容を「公式HP、SNSを活用した情報発信、有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信、デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析、伊東温泉観光客実態調査による調査・分析」との諮問案を、それぞれ分割し、「公式HP、SNS等を活用した情報発信、有料プレスリリースを活用したメディアへの情報発信、旅行者の利便性向上及び市内消費拡大に向けた事業者による検索エンジンへの登録促進」「デジタルマーケティングによる情報発信及び調査・分析、伊東温泉観光客実態調査による調査・分析」に修正いたします。

次に、資料5の19ページにまいります。⑥役割分担の■市民のうち「観光事業者、・報発信、事業の推進に積極的に取り組みます。」との諮問案を、「観光及び商工事業者、・WEB 検索や SNS 等を活用した情報発信、事業の推進に積極的に取り組みます。」に、また、■行政について、「・事業者の情報発信のサポートを行います。」を追加するとともに「・市民や観光関連事業者と連携し、地域が一体となった観光施策を推進します。」との諮問案に下線部の「第一次産業関連事業者及び」を追加いたします。

次に、基本計画 74 ページから 75 ページにかけての新たな観光形態の構築・推進について、③現状と課題の■現状に「・新たな生活様式を意識した働き方として注目されているワーケーションについて、首都圏からのアクセスに恵まれた本市の強みを活かして推進していくことが求められています。」を追加、1 枚おめくりいただき、■課題に「・ワーケーション受け入れ体制の整備」を追加、④施策の方針に「・ワーケーション関連の情報発信や受け入れ体制の整備に取り組みます。」を追加いたします。

次に、⑤基本的な取組については、先ほど地域資源の魅力向上にて説明した内容と同じ修正のほか、資料5の21ページのとおり、基本的な取組に「ワーケーションの推進」と主な内容に「ワーケーション対応施設等の情報発信・コワーキングスペース等のハード整備の検討」を追加いたします。

次に、⑥役割分担の■行政に、「・宿泊施設等と連携し、ワーケーション等各種受入 体制の整備を進めます。」を追加いたします。

次の基本計画 79 ページの商工業の振興についてですが、本日配付いたしました、第4回総合計画審議会全体会、資料修正箇所 3ページ最上段をご覧ください。資料 5 では、地域特産品となっておりますが、正しくは地域産品となります。修正をお願いいたします。失礼いたしました。

次に、1枚おめくりいただき、資料5の22ページにまいります。基本計画83ページの水産業の振興について、⑤基本的な取組のうち、魚食の普及の主な内容「魚のおろし方教室の開催、各種イベントへの参加、地魚取扱事業所の宣伝周知等による広報」との諮問案から下線部を追加し、「魚のおろし方教室の開催、学校給食の活用、各種イベントへの参加、観光との結びつきによる高付加価値化の推進、地魚の価値向上のため取扱事業所の宣伝周知による広報」に修正、追加いたします。

のをまとめたものでございます。

正意見については以上となります。 続いて、別紙2の付帯意見にまいります。修正はしなくても、意見として出されたも

のH28 のパーセンテージを 0. 65%に修正をお願いいたします。失礼いたしました。修

消防体制の強化では、消防団についての定数の見直し及び、消防団の区割りや再編について検討いただきたいとの意見が出されました。

次に、保育及び幼児教育の充実では、健康福祉分野に移行したことにより、保育の視点に偏ることなく、全ての子どもに幼児教育が保障されるよう、子ども園の整備に向け検討いただきたいとの意見が出されました。また、こちらについては、本日配付いたしました、第4回総合計画審議会、資料修正箇所4ページのとおり、保障の漢字の修正をお願いいたします。

次に、障がい者福祉の充実では、市役所において障がい者の積極的な雇用に努めていただきたい、また、障がい児の場合、成長に伴う先行きが不透明な中で不安を感じる親もいるため、教育分野においても具体的な施策を充実させていただきたいとの意見が出されました。

次に、地域福祉の充実では、ボランティア活動を行う上での保険加入に対する補助 や、1枚おめくりいただき、中高生に対し福祉の仕事の理解を高める授業の実施や、成 年後見人の人材育成等について意見が出されました。

次に、教育環境の整備では、今後の ICT 教育の推進についての意見等が出されました。

次に、未来を創る教育の充実(小・中学校)では、学力だけでなく心・気持ちを育てる教育が必要等の意見が出されました。

次に、生涯学習活動の推進では、各コミュニティセンター及び生涯学習施設への無線LAN設備の整備についての意見や、デジタル図書の導入、統廃合により使用されなくなった建物等を利用した生涯学習活動の推進のほか、様々な年齢層が、興味を抱き、楽しみ、学ぶことができるような活動を行っていただきたいとの意見が出されました。

次に、青少年の健全な育成では、地域学校協働活動について、参加しやすい内容等を検討いただきたいとの意見のほか、青少年の健全な育成を図るために、家庭・地域・学校が子供たちを守れるような協力体制を構築することが必要等の意見が出されました。

次に、1枚おめくりいただき、市民スポーツ活動の推進では、スポーツ施設の整備は、教育施設としての整備よりも健康推進等の考えに基づき進めるべきとの意見のほか、1箇所に集約した、総合グラウンドが必要であるとの意見、また、アンケート等を活用し、市民から継続して参加したいと思えるスポーツ活動を行っていただきたいと

発言者	発言内容
	の意見が出されました。
	次に、郷土愛の醸成では、高校生と中学生の連携が図られるようにし、郷土愛の醸成
	に取り組んでいただきたいとの意見が出されました。
	次に、地域資源の魅力向上では、豊富な海の資源を活用し観光活性化につなげてい
	ただきたいとの意見のほか、市民からの生の情報が観光客に届くよう情報発信をして
	いただきたいとの意見が出されました。
	次に、新たな観光形態の構築・推進では、アグリツーリズムの推進や閉校となる学校
	を利用した合宿等の誘致についての意見が出されました。
	次に、農林業の振興では、農業と福祉の連携についての意見が出されました。
	次に、1 枚おめくりいただき、水産業の振興では、水揚数量を始め、現状を最低限維
	   持していくため、行政にも引き続き協力いただきたいとの意見のほか、地魚をPRし
	   市場を拡大できるよう協力いただきたいとの意見、豊富な海の資源を活用し観光活性
	   化につなげていただきたいとの意見、学校給食への地魚の提供や漁師の担い手の育成
	についての意見が出されました。
	以上が付帯意見となり、内容をご確認いただき、よろしければ、11月 10日に予定し
	ている市長への答申に盛り込みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしま
	す。
	以上で説明をおわります。
鈴木会長	ただいまの説明については、次第5にて報告した専門部会で出された皆様からの意
	見について、修正意見と付帯意見に分けてまとめたものであります。ご意見があれば
	お願いします。
	(意見無し)
	ご意見が無いようですので、審議のとおり決定といたします。
	(14:50~15:00 10 分間休憩)
7. 第五次	マ伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)構想の推進等の審議
鈴木会長	それでは、定刻となりましたので審議を再開いたします。次第7「第五次伊東市総合
	計画・第十一次基本計画(案)構想の推進等の審議」を議題といたします。審議は、「1
	ページから 15 ページ、94 ページから 97 ページまでの部分」 及び構想の推進 1 を一括、
	構想の推進2及び3を一括して審議いたします。始めに、「1ページから 15 ページ、
	94 ページから 97 ページまでの部分] 及び 88 ページから 89 ページまでの「構想の推進
	1 全員参加によるまちづくりの推進」について、委員の皆様からの意見に対する市
	の対応を理事から報告願います。
奥山理事	伊東市理事奥山でございます。よろしくお願いいたします。私から「構想の推進に対
	する意見等」につきまして、いただいたご意見に対する市の対応について説明をしま
	す。
	それでは、資料6-1、6-2に基づき説明いたします。
	まず資料6-1、基本計画構成1ページの(1)基本計画構成に、「総合計画の最上位
	性を明確化するために、1 行目に、最上位性を記載するよう修正すべき。」No 2 も一括
	して説明します。「基本計画の冒頭において、基本構想の将来像を改めて示し、読者に

> 再認識する機会を与えるため、基本構想将来像の内容を本文に具体的に明記すべき。」 と意見をいただきました。

> 市の対応につきまして、基本構想と基本計画は、合わせて1冊として製作いたしますので、構成上、改めて記載する必要はないものと考えております。また、概要版も作成することから、こちらにおいても、将来像等を記載することで、市民の皆様に周知してまいります。

次に、No3、4ページに記載している、Society. 5.0、AI、IoT について「語句の解説が欲しい。」との意見については、冊の末尾に用語集を作成し、その中で語句の解説を記載します。

次に、No4、4ページの(3)政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点②について「本市の持続的な発展のため、人口減少に対応し、その課題を解決、すなわち人口減少を受忍した中での解決策として、Society5.0を実現する旨を明示した中で、「本市が持続的に発展するため」に、なぜ「人口減少を抑制していくことが必要不可欠」なのか。」という質問をいただきました。

全国的に人口減少は避けられない状況にあることは認識しておりますが、人口減少は地域の経済活動の縮小や地域の行事等の消滅など、地域の活力を低下させることにつながります。また、このことにより、さらに人口減少を加速させるとの負のスパイラルに陥るリスクが発生することが考えられ、このようなリスクを最小限に抑えるため、人口減少を抑制していくことが必要不可欠であると考えております。

次に、No5「人口減少を抑制するには社会減をいかに減らすかも鍵となるが、現状の 伊東市では、「稼げる仕事がない」ために若年層が転出するケースも多いことから、「安 定した収入を得られる労働環境の整備」も例示に追加するよう修正すべき。」という意 見については、ご提案のとおり修正いたします。

次に、No6「安心して働く環境の整備は、高齢者だけでなく、障がい者や若年層にとっても喫緊の課題となっていることから、「特に高齢者でも」の部分を修正すべきではないか、ということで修正案をいただいています。

こちらも、ご提案を踏まえ、「市民誰もが」に修正するとともに、③の項目名についても、読点をとり「高齢者を始め」に修正いたします。

次に、No7、6ページの、1危機管理体制の充実に係る文章について、「自然災害などの「など」と市民等の「等」は具体的に何を指すか」と質問がございました。

自然災害などの「など」は、感染症、国民保護事案を、市民等の「等」は観光やビジネスで訪れている人を指しております。また、該当ページにつきましては、それぞれの政策目標に係る全体的な内容を誰もが容易に理解できるよう概要を示したものであり、簡潔な記載に努めました。

なお、具体的な内容につきましては、P16 以降の施策の内容に記載しておりますが、 さらに詳細な部分につきましては、この後作成する実施計画において、まとめてまい ります。

次に、No8「自然災害」を一括りにせず、大型で強い台風や梅雨期に発生するケースが多い線状降水帯による豪雨などの風水害や、伊豆東部単性火山群による群発地震・

噴火活動といった事前に被害が想定される「進行形災害」と、相模トラフや南海トラフによる巨大地震のように予測・予知が困難な「突発的災害」に分けて危機管理体制を構築した方が良いのではないか。情報伝達の仕組みも避難のあり方も全く違ってくるのではないか。」と意見をいただきました。

委員御提案のとおり、「自然災害」と言っても様々な現象があり、災害対応は災害種別ごとに異なる部分があるため、「進行形災害」と「突発的災害」に分けて、危機管理体制を構築していく必要があると認識してはおります。

16ページの現状においては、「大規模地震」と「台風・集中豪雨」、「群発地震・噴火」とそれぞれ記載しており、それぞれ課題の「防災意識啓発及び防災知識向上策の推進」や「避難所等の環境整備」、「情報伝達体制の多重化」に取り組んでまいります。

該当ページにつきましては、それぞれの政策目標に係る全体的な内容を誰もが容易 に理解できるよう概要を示したものであり、簡潔な記載に努めました。

No9「ここ 10 年ほど、大型で強い台風が頻発して、早期の避難を実行する、タイムラインを導入すべきで、「災害時」という表現では「災害発生時」と受けとめてしまう。 発生前の対策が重要なのだから、具体的に書き込んでも良いのではないか。」、続きまして、No10「個人的には「災害時の情報伝達体制」の文言からは、災害発生時を想定してしまった。「進行形災害」の場合、事前に防災行動を取るように情報を伝達し、実行に移してもらう「タイムライン」を導入すべきではないか。危機管理体制の充実には「タイムライン」は不可欠と思慮します。」と意見をいただきました。

No9とNo10は一括して回答いたします。

委員御指摘のとおり、災害発生前の対策が重要であり、該当箇所へ記載した施策についても、すべて災害発生前に実施することと、理解していただきたいと思います。

「災害時」という表現が、「災害発生時」のみを指すとの誤解を招くおそれがあると の御指摘であると思いますが、台風を例にした「災害時の情報伝達体制」とは、台風接 近前から台風通過後の復旧時までの情報伝達体制と、理解していただければと思いま す。

また、タイムラインに関しましては、大雨により災害危険度が高くなった時に、気象 庁から発表される気象情報をもとに、市は5段階の警戒レベルにより、避難情報を伝 達するしくみを、既に導入しております。

火山噴火災害においても同様に、噴火警戒レベルが導入されております。

続きまして、資料6-2を御覧ください。

構想の推進1「全員参加によるまちづくりの推進」において、委員の皆様から5件の 意見をいただきました。88ページになります。

No1「目標値の設定根拠はそれぞれ何か。また、特に、「市民の声を伺う機会の充実」として、半数以下の48%以上としたのはなぜか。」No2「市民の立場からすると、成果指標の令和7年度の目標値48%以上になっていない」と意見をいただきました。No1とNo2については一括して回答いたします。

令和元年度の実績を参考に、5年間の計画期間で1年に1%程度の増を目標値として定めたものですが、令和2年度の現状値が65.9%、50.7%であったため、目標値を

発言者	発言内容
70HH	71.0%以上、56.0%以上に修正いたします。
	次に、No3「まちづくりへの市民参画には、市政への参画、すなわち投票による市政
	への市民参画が最も身近で重要なものであるにもかかわらず、投票率の向上について、
	   何ら取り上げられていないのはなぜか。投票率向上に向けた事項に関して、目標及び
	施策の方針、取組を明記すべきである。」の理由を説明します。
	投票率の低下は全国的な傾向であり、本市においても同様の状態であることから社
	会的な問題であると認識しています。一方、投票率は選挙ごとに様々な要因が複雑に
	反映された結果でもあるので、一律に目標等を定めることは困難であると考えます。
	なお、投票率下落について新聞社が理由を調査したところ「政治に関心がない人が
	多い。」が63%を占めるなど、いわゆる無関心層の増加がその大きな原因となっている
	ことから、全員参加によるまちづくりの推進の中にあります役割分担を果たすことが、
	市政等に関心のある方の増加につながり、投票率の向上にも寄与できるものと考えま
	す。
	次に、No4「総合計画審議会の会長が女性であることでどうにかバランスをとれてい
	るが、女性の数が少ないことを感じました。」「全員参加によるという割には、伊東市総
	合計画審議会のメンバーのジェンダーや年齢構成も幅広く設定したらいかがでしょう
	か」との意見をいただきました。
	委員選出の根拠は伊東市総合計画審議会条例にあり、委員の年齢構成や性別までは
	規定されておりませんが、女性の参画につきましては常に意識しているところであり
	ます。
	しかしながら、実際には女性の参画が少ないこともご指摘のとおりであります。
	今後、委員選出の際に、改めて検討することにあわせ、各選出団体等にも考慮いただ
	く旨、依頼してまいりたいと考えております。
	次に、No5、⑤基本的な取組の主な内容「オープンデータの推進」の「表現を改める」
	旨の意見をいただきました。
	自治体では保有するデータについて、国が推奨する項目を基本にオープンデータ化
	を推進していき、オープンデータを利用者に自由に活用してもらうことを想定してお
	りますので、「オープンデータの推進」を「オープンデータ化の推進」に変更いたしま
	す。
	以上で報告を終わります。
鈴木会長	ただいま、市の対応を報告いただきましたが、まず、ご自身の意見について、補足等
	があればお願いいたします。
A委員	私から1点ございます。88ページ構想の推進1、全員参加によるまちづくりの推進、
	資料6-2の目標値の設定根拠に関して、計算すると、伊東市人口が今年の9月末現
	在、外国人 638 人を含めると、67,863 人になります。その1%となると、1年間に 678
	人の新たな方の声を聞く機会を充実させていく計算になります。また、伊東市の職員
	が 594 人のため、年間1%増の場合、年間で1職員あたり1人の市民の新たな声を聞
	くことしかできない計算になります。目標値策定にあたり、シミュレーションをした
	上で、年間1%増で良いという判断をしたのでしょうか。その場合、年間1%増は目標

発言者	発言内容
	値としては低く、55.7%にしても 3,390 人しか新たな声を聞く機会を得られず、残り
	の市民 67,863 人のうち、30,064 人の声が聞けていません。目標値としては低いため、
	再考をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
奥山理事	ご意見ありがとうございます。まず、1%の上昇について、過去の推移から1%の上
	昇もかなり難しいことであることを踏まえております。100%を目指す気概を持ってい
	ますが、現実を踏まえ、ステップアップしていくことを目標値に定めているという考
	えです。
A委員	過去1%の上昇も難しいということですが、年間で新たな1人の声を聴くのも難し
	いことになり、あまりよろしくないと感じます。100%とまでは言いませんが、年間を
	通して、職員が市民の声に耳を傾けるのであれば、年間5~10%、月に1人ずつ新たに
	増加すれば月に12%、5年で60%、100%にもなります。目標設定の仕方として、シミ
	ュレーションをした上で、目標設定の再考をしていただきたいと思います。
鈴木会長	目標設定の増加という意見ですが、いかがでしょうか。
秘書課長	秘書課長でございます。こちらの資料にも記載させていただきましたが、平成27年
	度から市民の声を伺う機会の充実ということで、市民満足度調査の割合を掲載してい
	ます。平成27年度は35.4%と低い時代もありましたが、平成29年に小野市長が就任
	し、地域タウンミーティングや市長への手紙等、市民の皆様の声をできるだけ伺った
	結果、令和2年に50.7%になり、成果があったと理解しています。目標数値は定めさ
	せていただきますが、市長や職員はできるだけ市民の皆様の声を拾い上げ、施策に反
	映していくということで進めております。計算上はご意見のとおりになりますが、目
	標を 56.0%以上で掲げ、数値の上昇を年々目指して取り組んでいきたいと思いますの
	で、ご理解をお願いいたします。
企画課長	補足いたします。こちらについては、満足度調査の結果であり、意見を聞く機会は設
	けた上で、満足していただけるかという数値のため、ご理解ください。
鈴木会長	A委員よろしいでしょうか。
	(意見なし)
	では、他にご意見がある方はいらっしゃいますか。なければ 1 ページから 15 ペー
	ジ、94 ページから 97 ページまで、構想の推進 1「全員参加によるまちづくりの推進」
	を終了といたします。
鈴木会長	次に、90ページから91ページまでの構想の推進2「市民の信頼に応える行政運営」
	及び 92 ページから 93 ページまでの構想の推進3「健全かつ持続可能な財政運営」に
	ついて、委員の皆様からの意見に対する市の対応を奥山理事から報告願います。 
奥山理事	それでは引き続き説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。
	まず資料6-3、構想の推進2 市民の信頼に応える行政運営において、委員の皆
	様から 11 件の意見をいただきました。ありがとうございます。
	資料6-3をご覧ください。始めに、No1とNo2は一括して回答いたします。
	No1、「市職員は、豊かな市民生活実現に向けたサポーターであり、常に市民に寄り添
	い市民からの信頼を得る必要があるため、対応満足度として100%を目指すべきである
	のに、今回 60%以上という目標値を設定した根拠は何か。」No2、「市民に対する市職員

の対応」の満足度として目標値を 60.0%にした根拠を知りたいです。60.0%という目標値は、5年後に目指す内容としては低すぎるように思われます。」と意見をいただきました。

過去の実績を参考に、5年間の計画期間で1年に1%程度の増を目標値として定めたものですが、令和2年度の現状値が67.3%であったため、目標値を73.0%以上に修正いたします。

次に、No3、「定期的な人事異動を行う中で、プロフェッショナルな職員を育成するには、不正防止の施策を講じた中で、核となる職員の人事異動スケジュールを遅らせたり、弁護士等の専門的有資格者を採用したり、事務の見える化を行い、職員誰もが効率的に連携を図って業務を行えるようにして、市役所全体として業務の停滞を防止しなければならないため、「事務の見える化」「業務の複数人員担当制」「定期人事異動にかからない、コア職員の設置」「専門的資格を有する職員の採用」を方針として掲げるべき。」と修正をいただきました。

「事務の見える化」は、⑤基本的な取組の、「業務プロセスの可視化」の後に、括弧書きで、事務の見える化を追加します。また、「業務の複数人員担当制」については、現状においても、課員、係長、補佐、課長のチェックとサポートを受け、職員相互の応援体制により業務を遂行しており、さらに業務手順書の一層の整備を図ることで、より強固なものとなると考えることから、⑤基本的な取組の信頼される人材の育成の主な内容に「職員相互の応援体制の充実」を追加いたします。「定期人事異動にかからないコア職員の設置」については、人事意向調査や人事評価を活用し、定期的な人事異動により、適材適所の人員配置に努めることで、組織の活性化を図ることとしています。そのため、コア職員の設置でなく、業務手順書の整備等による業務プロセスの可視化(事務の見える化)により、職員間での情報共有や連携・応援体制を構築することができ、属人的でなく、職員すべてがプロフェッショナルな職員として育成をしてまいりたいと考えていることから改めて追加する必要はないと考えます。

「専門的資格を有する採用」については、⑤基本的な取組に掲げる「積極的な採用活動」において、その時々の状況において任期付職員制度の活用などにより、専門的資格を有する採用も視野に入れていることから、改めて追加する必要はないと考えます。

No4、「90 ページ③現状と課題■現状7行目に「※1」とあり、同様に「※1」の表記を加えてはどうか。」とのご意見をいただき、PDCAマネジメントサイクルのことでございます。修正案は、PDCAマネジメントサイクルの後ろに「※1」をつけるということでございますが、ご提案のとおり修正いたします。

No5「市民ニーズの多様化により、行政運営・サービスにより専門性が求められる中、 効率的で効果的な行政運営を行うには、他自治体や企業だけでなく、学術機関や各士 業などの専門家との更なる連携の推進が必要であるため、それらも例示すべき。」のご 意見についても、ご提案のとおり修正いたします。

次に、No6の基本的な取組、各市町と各分野における連携の推進について「どこの市町と、どのような連携をとっているのか?」の質問について、別紙「広域行政について」のとおり、伊豆半島7市6町首長会議、一般社団法人美しい伊豆創造センター等と

記載しており、このようなところと連携しています。

次に、No7「90ページの③現状と課題■現状12行目に「事務の可視化に取り組み、 業務手順書の整備を進めています。」とあり、「主な内容」欄にも「業務手順書の整備」 を加えてはどうか。」とのご意見について、ご提案のとおり修正いたします。

次に、No8「課題として、「情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用と充実」となっているにもかかわらず、取組内容が、適正な運用にとどまっているので、市民からの請求を待って公開するのではなく、今後は市民ニーズを予測して、請求される前に積極的に情報を公開する取組が必要であると考えられることから「情報公開制度の適正な運用」を「情報公開制度の適正な運用および積極的な情報公開に向けた取組」に修正すべき。」と意見をいただきました。

本市の情報公開制度は、どなたでも市の情報を取得できる制度で、いわゆる知る権利を保障しております。このため、市民の信頼に応える行政運営の基本的な取組の中で同制度の推進をあげております。とし、ご意見にあります積極的な情報公開に向けた取組につきましては、全員参加によるまちづくりの推進の基本的な取組の中にあります広報・広聴の充実及びわかりやすい情報発信の中で取り組みます。

次に、No9、「オープンデータの推進」の表現を「オープンデータ化の推進」に改めます。

次に、No10、「⑤基本的な取組のうち「行政内部の電子化の推進」の主な内容「電子化の導入に向けた検討」について、「検討」だけでなく、検討後に「導入」も加えてはどうか。5年間の計画であり、導入までしてもらいたい。」と意見をいただきました。

電子化の推進欄を「電子化に向けた検討及び導入」に修正いたします。

次に、No11、「(P) (D) (C) (A) の元の言葉まで表記された方がよりわかりやすいと思います。41 ページの注釈にもローマ字の略語の説明がありますが、こちらはローマ字そのもののであり、PDCA も理解をしやすい説明表記がいいと思います。」とのご意見については、ご提案のとおり修正いたします。

続きまして、資料6-4をご覧ください。

構想の推進3 健全かつ持続可能な財政運営において、委員の皆様から6件の意見をいただきました。

No1、「収納率について、本市の収納率は県平均と具体的にどの程度乖離があるのか。」 との質問につきましては、平成30年度決算における伊東市の収納率は88.9%であり、 県平均は96.2%であることから、7.3ポイントの乖離となります。

次に No2「収納率を上げるための対策」についての意見につきましては、財産調査を 徹底し、処分可能な財産を発見した場合には速やかに滞納処分を行い、発見できなか った場合や、滞納者に担税力がないことが判明した場合等には、執行停止とする等、 個々のケースに対して、できるだけ早期に滞納整理方針を決定し、積極的な滞納整理 を進めることにより、収納率の向上に努めているところです。

次に No3、③現状と課題の■現状の 10 行目、「目的である伊東市財政への寄与が達成しております。」の表現を「目的である伊東市財政への寄与を達成しています。」に改めるとのご意見については、ご提案のとおり修正いたします。

発言者	発言内容
7544	次に No4、④施策の方針の4行目「効果の高いと見込まれる施策に選択、集中しま
	す。」の表現を「効果が高いと見込まれる施策の選択と集中を進めます。」に改めるとの
	ご意見については、ご提案のとおり修正いたします。
	次に No5、③基本的な取組のうち「財源の効果的活用」の主な内容「マネジメントサ
	イクルの推進」の表現を「PDCA マネジメントサイクルの推進」に改めるとのご意見に
	ついては、ご提案のとおり修正いたします。
	次に No6、③現状と課題の■課題 5 行目「開催経費の適正化による~」、及び⑤基本
	   的な取組「主な内容」4つ目」、「単に「適正化」との表現では、現状が適正でないよう
	に捉えられるので、「より一層の」という表現を加えたらどうか。」のご意見について
	も、ご提案のとおりに修正いたします。
	以上で報告を終わります。
鈴木会長	ご自身の意見について補足があれば、挙手をお願いします。予め意見を出さなかっ
	た方も、ご意見のある委員の方は挙手をお願いします。
	(意見無し)
	意見がないようであれば、市の対応についてご了承を願います。
8. 伊東市	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
鈴木会長	次に、次第8「総合戦略改訂案の審議」を議題とします。
	審議は、第1章及び第2章並びに基本目標1を一括、基本目標2及び3を一括、基本
	目標4及び5並び第3章を一括して審議します。
	始めに、第1章「総合戦略の策定に当たって」及び第2章「基本目標」並びに基本目
	標1「安全・安心なくらしを守る」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応
	を報告願います。奥山理事お願いします。
奥山理事	引き続き説明をいたします。着座にて失礼いたします。資料は7-1をご覧くださ
	い。第1章 総合戦略の策定に当たって、第2章 基本目標、基本目標1 安全・安心
	なくらしを守るにおいて、8件の意見等をいただきました。
	No1、第1章の3 SDGs との連動の2行目に記載の「8つの優先課題」についてのご
	質問については、記載のとおり「1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の
	実現、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーシ
	ョン、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネル
	ギー、防災・気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、
	7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs 実施推進の体制と手段」の8項目となっ
	ています。
	No2、同じく3 SDGs との連動の7行目の記載の「基本目標の KPI 毎に」について
	は、「基本目標の重要業績評価指標毎に・・・」改めてはどうか、というご意見をいた
	だき、修正案のとおり修正をいたします。
	次に、No3、「総合戦略の策定に当たって、4 総合戦略の推進体制の1行目、産官学
	金労言士・・・」に関し、「注釈があるとわかりやすいと思います。」との意見について
	は、ご提案のとおり修正いたします。
	次に、No4、基本目標1の「1安全・安心なくらしを守る③消防団員の確保」につい

> て「人口減少が進み、本市としても令和7年度にかけ更なる人口減少を予測している。 広報活動を充実化したとしても、そもそも団員のなり手となる母数が減少しているこ とから、今後、より一層消防団員確保が難しくなっていく中で、現状定員割れしている 消防団員充足率を100%にするには、現行の処遇水準を維持向上させると同時に、条例 上の定数削減を行うことも考えているか。」というご質問がございました。

> 消防団員確保が困難となっている地域があることは、各分団と区を対象に行ったアンケートにより認識しており、消防団本部と、各訓練・行事等の簡素化や活動体制を検討する中で、条例定数削減も含めた消防団体制の見直しを推進していきます。

次に、No5、④防犯・交通安全の意識啓発について「安心安全な市民生活には、事件事故の発生をゼロにすることが不可欠であり、現在市民参画も含め全市を挙げて積極的に事件事故ゼロに向けた取組を行っているにもかかわらず、目標値をゼロとせず、上記活動を無意味化させるかのように事件事故の発生を前提とした目標設定としたのはなぜか。補助金等の関係でゼロに出来ない理由があるのか。」の質問をいただきました。

こちらにつきましては「ご指摘のとおり、事件事故の発生をゼロにすることが、「安心安全な市民生活」の完全実現であると認識しておりますが、本目標値は本市が掲げる当該総合戦略において、プロセスが適切に実践されているかを判断する上で、中間的な指標となる数値とすべきであると考え、実現可能と思われる数値としました。しかしながら、今回、委員からのご指摘を受け、当該目標値を再考させていただき、過去の減少率等を参考に、目標とする刑法犯認知件数を 270 件に、人身交通事故発生件数を 260 件に修正します。なお、目標値に補助金等との関係はありません。

次に、No6、「市民一人一人の防犯意識を高揚させるため、情報提供や・・・」の意見がございました。

本該当箇所は「防犯、交通安全の意識啓発」をどのように図っていくかを、具体的に記載しています。ご提案のとおり防犯カメラの設置が、犯罪の抑止や犯人早期逮捕に大変有効な手段であることは認識しておりますが、「市民の意識啓発」に直接つながることではないと判断し、修正は行わないこととします。

次に、No7、⑦生活排水対策の充実に関し、「下水道事業は上水道同様に公営企業会計へと移行し、より収益性が求められることになったが、上水道の目標値と異なり、料金値上げに関する目標設定が行われていないのはなぜか。」の質問がございました。

現在、令和2年度末の完成を目指し、中長期的な収支計画である「経営戦略」の策定に着手しています。経営戦略では、将来需要予測や下水道整備計画等との整合を図り、収支計画を作成する中で生じる収支ギャップをどのように解消するか検討していくことになります。上記の理由により、現時点におきましては、料金値上げに関する目標設定を行うことが困難な状況でありますので、当該項目につきましては、経営戦略により公表していきたいと考えています。

次に、No8、⑨橋りょうの長寿命化に関し、「橋りょうの数を目標値とすると、計画の 進捗が分かり難いので進捗状況を率で示したらどうか。」との意見をいただきました。 定期的に行う橋りょう点検の結果に基づき計画的に修繕を行っており、修繕対象の

発言者	発言内容
	橋りょう数が変動するため、率で示すことは困難であります。
	以上でございます。
鈴木会長	ただいま、市の対応を報告いただきましたが、まず、ご自身の意見について、補足等
	があればお願いいたします。
A委員	資料7-1の2ページ目、交通事故の発生件数の目標値について、現実的に難しいこ
	とは理解しています。交通安全の運動や犯罪抑止の活動をしていると、一定程度発生
	する予測の目標値を設定されると、心情的に逃げ道のような、甘さが生じてしまうよ
	うに思い、一定数の被害者を認めている表現になりかねないのではないでしょうか。
	できればゼロ件にし、事件事故が発生してしまった際に、目標達成できなかったとい
	う形式の方が活動をしやすいため、再考していただきたいです。
危機管理部	ここ 10 年で、刑法認知件数が 61.7%減少しています。今回は5年毎の減少率を求め
長	て算出しております。委員からの提言があり、直近3年に数字を改め、260件を算出し
	ました。5年間の中でゼロにすることは現実的でないため、中間目標数として、市案の
	とおりにさせていただきたいです。
A委員	現実的にはそうですが、過去3年の減少率から算出したというのであれば、過去3
	年の減少率を上回る減少率で目標設定をし、市がより一層の意欲を PR していただくた
	めにも、事件事故をゼロにすることを目指していただきたいです。
鈴木会長	他に意見はあるでしょうか。
	(意見無し)
	ご意見がないようでしたら、市の内容についてご了承いただきまして、第1章と第
	2章の審議を終了いたします。
鈴木会長	次に、基本目標2「安定した雇用を創出する」及び基本目標3「新しいひとの流れを
	つくる」について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を理事から報告願います。
奥山理事	それでは、資料7-2に基づき報告いたします。
	基本目標2「安定した雇用を創出する」基本目標3「新しいひとの流れをつくる」に
	おいて、委員の皆様から 15 件の意見をいただきました。
	No1、基本目標 2 の基本目標「有効求人倍率」について「現在はコロナウィルスの関
	係で下がっていますが、人口減の世の中なので、有効求人倍率は何もしなくても上が
	る方向になる可能性があります。」との意見をいただきました。
	雇用のミスマッチの解消は雇用の安定に係る重要事項であると考えております。し
	かしながら、有効求人倍率の上限数値の適正値の判断が大変難しく指標として設定す
	ることが難しい状況です。
	次に、No2、①農業の担い手育成・確保の目標値について「新規就農者数を 20 名とし
	た根拠は何か。」との質問がございました。
	令和2年度の目標値について6か年累計で19人と設定しているため、同等の数値と
	して 20 人と設定しました。令和 2 年度の目標値は平成 27 年から平成 30 年度の実績値
	と令和元年、令和2年の目標値を合算した数値を基に設定しています。令和7年度ま
	での目標値については5か年累計ですが、近年の実績値を踏まえ数値を決定しました。
	次に、No3、②地産地消の推進について「地産地消という表現は農業も含んでしまう

**発言者 発言内容**と思います。この文章を読むと、漁業のことだけについて言及しているので、表現としてはいささか違和感を感じます。「地元魚介類消費の推進」など、魚に絞った表現のほ

を再検討し、次のとおり修正いたします。

うが分かり易いと思います。」との意見をいただきました。 ご意見をいただきましたとおり、「地産地消の推進」には農産物も含むことが望ましいと考えます。「地場農産物取扱店舗数」の把握が困難である」ことから、施策と KPI

地域全体で農水産業の6次産業化に取り組み、地場産品の普及や販路拡大、情報の 受発信体制の構築やイベントを通して、地場産品の高付加価値化を実現することで地 域活性化につなげます。追加 KPI 6次産業化推進事業費補助金を利用した農業者数は 現状4件、目標15件」こちらを追加したいと考えております。

次に、No4 は同様の内容になります。「地産地消の推進に、農産物が含まれていないのはなぜか。少量多品目生産の本市農業では、地産地消の推進が不可欠であることから、地魚だけでなく、飲食店における地場農産物取扱店舗数も目標に入れるべき。また、安定的な販路確保として、学校給食での地場農産物および地魚の使用に関する目標設定も行うべき。」という意見をいただきました。

こちらは基本的に No3 の回答と同じになりますので、地場産品や水産業は農水産業、KPI の修正をいたします。

また、食を通じて郷土愛を育み、食べ物の大切さを知るという点で、学校給食でも地場農産物及び地魚を積極的に提供しているところですが、そのためには地元で農業や漁業に携わる方が増え、地場産品が普及していくことが必要だと考えておりますので、産業課が掲げる具体的施策に包含されるものとして、学校給食独自での目標設定は考えていません。また、配付物の資料に産業課が掲げる KPI と記載されていますが、「産業課が掲げる具体的施策」です。失礼いたしました。

次に、No5、③安定した漁業の推進について「漁業所得の向上を目指しているのにも 関わらず、目標が現状より少なくなる理由は何ですか。」との質問がございました。

目標につきましては、指標とする水揚水量の過去動向を踏まえ、現状維持を目標とする中で、現状値から端数処理した値を目標値としました。3,600 トンを下回らないようにという意思表示です。

次に、No6、③安定した漁業の推進について「水揚げ数量を目標にするのは持続的漁業の面から KPI としてふさわしいかもしれませんが、漁獲高を制限した場合、単価をあげることができなければ、漁業従事者の収入が減る可能性もあるわけで、説明文章の中に、漁業所得の言及があることから、そこを適正に評価するためにも漁業者の売上げなども KPI に加え、資源、経済の両面から検証する必要があると思います。」とのご意見をいただきました。

漁業者の売上げ等につきましては、個々の方の所得の把握が大変困難であることから、指標として設定することが難しい状況です。漁獲高はわかりますが、所得の把握は難しいことから、「水揚げ数量」にしているところでございます。

次に、No7、④地域の商業活性化について、「ブランド品目が増=地域の商業が活性化 したという図式は、成り立たないと思います。成り立つとすれば、いとうブランドが絶

対的な顧客の信用度と、認知度を持っているときだけだと思います。ですので、これを KPI として利用するのはいささか問題があると思います。実験店舗を行った方が、その 後実際に商店街に店を出した数や、商店街が通行量調査を行っていれば、その数値な どを KPI とすべきではないでしょうか?」というご意見をいただきました。

ご意見をいただきましたとおり、ブランド品目数=地域の商業活性化の図式を成り立たせるため、伊東ブランドの信用度と認知度の向上に積極的に努めていきます。空き店舗を利用した実験店舗とは、具体的にはキネマ通りの「ぬくもーる」となり、チャレンジショップではございません。また、商店街の通行量調査は4年に1度の実施となっています。

「空き店舗を利用した実験店舗の設置」を「伊東ブランド等地域資源の広報拠点「ぬくも一る」の運営」に修正します。

次に、No.8、⑤商工業への支援体制強化の KPI について「平均の売上増加率では経営支援の強化を行った結果で、売上が上がっても利益に繋がらないこともあるので、個店活力の「稼ぐ力」の成果として経常利益増加率への修正」の修正案をいただきました。

ご意見をいただきましたとおり、経常利益の増加率とすることが最も望ましいと思われますが、経常利益は各事業所の決算後に確定する数値であり、毎年度の実績とその評価に当たって確実に算出される売上の増加率を指標と設定しています。

次に、№9、⑥起業の促進について「空き店舗の多い中起業する人たちの負担軽減や サポート」との意見をいただきました。

起業支援及び空き店舗対策事業補助金により開業に係る店舗改装費、什器購入費、 広告宣伝費などに対する補助を行っています。

次に、No.10、⑥起業の促進の後に⑦を追加について「事業の引継ぎを検討している経営者、後継者が増加している。事業社数を維持するために事業者を対象として、主に「親族内承継」「従業員承継」の個別相談に応じていることから「事業承継の促進」が必要」の修正案を頂戴いたしました。

事業承継に対する支援は大変重要であると認識しておりますが、その専門性が非常に高いため、静岡県事業引継ぎ支援センターなどの専門機関に頼るところが多く、市が主となって推進することが難しい状況であるため、現段階では計画の追加を控えさせていただきます。

次に、No.11、⑥起業の促進及び⑦本市の特性に合った企業誘致について「安定した労働環境の確保への姿勢として、伊東市は、自営業者の推進とサテライトオフィス誘致による雇用先の確保について、その目標値を見たとき、伊東市の特性に鑑み、雇用先の確保よりも、起業による自営業者の増加に、よりその重点を置いているがその認識で良いか。また、上記について、別の見方をすれば、結果として、社会保険加入者よりも、国保加入者の増加促進を図ることに資する、という認識で良いか。」との質問を頂戴いたしました。

安定した雇用の創出については、起業の促進により自営業者の推進のほか起業に係る雇用先の創出を目的とするもので、そのどちらかの目的に重点をおくものではござ

いません。起業後に法人となる場合や社会保険適用事業所となり労働者を雇用する場合もございますので、特に社保・国保の別なく取り組んでおります。また、サテライトオフィス等支援事業の補助対象者は、法人を対象としており、健康保険・厚生年金の強制加入要件を満たすものと考えております。

安定した雇用の創出に関しては、特に社保・国保加入者の別なく取り組むことを考えています。

次に、No.12、⑧介護資格者の育成について「現在、業界全体で慢性的に人材不足にある介護保険事業所の採用数を増加させるためには、介護職員の所得の改善が前提として必須であることから、介護職員の所得を上げる目標設定を追加で掲げるべきである。」という意見をいただきました。

「介護職員の処遇改善は全国的な課題となっておりますが、所得向上の源泉となる 介護報酬につきましては国が定めていることと、介護職員の給与等は介護保険事業所 各々が運営状況も鑑み設定しているものであることから、市としての目標設定には馴 染まないと考えます。しかし、市の取組として、引き続き実地指導等を通じ、介護保険 事業所に対して処遇改善加算の積極的な算定と適切な利用を働きかけるなど、所得の 向上が図られるよう努めていきます。

次に、No.13、⑨男女共同参画の推進について「男女共同参画に係る前提問題として、「当該立場を希望したにもかかわらず、性別を理由に希望が叶わない」というところに根本的な問題があると考えられる。すなわち、当該立場への参画を希望しないにもかかわらず、数字だけ満たすよう、本人の希望にかかわらず女性を登用する施策は、むしろ当該地位を希望しない女性に対する自己決定権等の人権侵害行為に他ならないため、前提的な目標値として、当該侵害行為を予防するために、指導的地位への就任や、公的な会議等への参画を希望する女性の割合に関する目標設定を追加で行うべきである。」という意見がございました。

市役所における指導的地位への就任は、性別に関係なく、業務の知識や判断力、折衝・調整力等を考慮し、その資質を備えた人材を登用しておりますが、現状において、だれもが活躍できる社会を目指すには、ある一定の目標を定め、女性の活躍を推進する必要があると考えています。

そのため、女性の指導的地位への就任については、家庭と仕事の両立を支援する制度の充実などの環境改善を図るとともに、本人の事情等にもできるだけ配慮していくことが必要であり、これらを踏まえた上で KPI を設定していることから、現状のままとします。公的な会議等への参画につきましても、地域、団体等の代表として、本人の了解のもとで行われていると認識していることから、追加の必要はないと考えます。

次に、No.14、⑩障がい者雇用の推進について「障がい者雇用について、その重要性と有益性を周知し、更なる雇用促進を推し進めるためにも、市役所が市内起業に率先して法定目標値充足を更に上回るよう、市役所における障がい者雇用率の独自目標設定を行うべきである。」という意見がございました。

障害者雇用促進法において、国や地方公共団体が率先して障害者の雇用を推進する ことが責務とされ、法定雇用率は民間企業より高く設定されているところです。この

発言者	発言内容
7511	ため、法定雇用率を上回る独自の目標は設定することは考えておりませんが、法定雇
	用率の達成だけでなく、一人でも多くの雇用ができるよう取り組んでまいりたいと考
	えています。
	次に、No.15、基本目標3の③地域の商業活性化について「基本的方向にもあるとお
	り、「にぎわい」については、それ自体が目的でなく、にぎわいを足がかりに市内消費
	につなげることが目的であることから、より実効性を高めるために、目標値として、に
	ぎわいづくり事業等利用団体の売り上げ増加目標をも設定すべきである。」という意見
	がございました。
	~ こ・ ~ こん。   にぎわいづくり事業等の利用団体は、商店街団体など概ね非営利団体となります。
	事業の成果の対象となる商店街など全体の売上増加を目標とすることも考えられます。
	ず来の成木の内象となる同片国なと主体の允工塩がと自伝とすることも考えらればする   が、業種などにより売上の増減の要因も様々でありますので、一概ににぎわいづくり
	事業の成果と捉えることが難しい状況です。
	以上で、報告を終わります。
	め上く、報告を終わりより。   ただいま、市の対応を報告いただきましたが、まず、ご自身の意見について、補足等
30,113,2	があればお願いいたします。
 L委員	ありがとうございました。まず1番目、雇用のミスマッチに対し「上の数値が設定し
	づらい」点につきまして、目標を設定することは、早急に問題に気づき、早めの対策を
	取ることができるのではないでしょうか。計画は市民の方も見ますし、昭和生まれの
	方は雇用が足りない認識があり、有効求人倍率 2.0 や 3.0 の時は好景気と考えそうで
	すが、今は時代が逆転し、人が枯渇しているため、数値が上がっています。早急に問題
	に気づき、対応するために、わかりやすい2.0のような「上の数値」を設定してしまう
	べきではないでしょうか。
観光経済部	ご指摘のとおり、倍率 2.0 や 3.0 のような高い数値を設定することにより、わかり
長	やすくなることは理解しています。しかし、有効求人倍率は企業の求めている人材と
	働く意欲のある方の求めている職場とのミスマッチも発生しています。重要なことは
	ミスマッチを解消することです。高い数値の設定も理解できるところでございますが、
	まず、ミスマッチの解消をするために、目標値 1.0 倍の数値もご理解いただきたいで
	す。
鈴木会長	他にご意見はございますか。
A委員	農業の新規就業者について、前回の新規就業者に基づき 20 名算出したということで
	   すが、伊東市の現状の農業におきまして、今後5年で廃業や農地の空き地の増加が加
	   速すると予測されています。農地は1年間放置すると荒れ地となり、復旧が困難にな
	りますので、如何にして新しい就農者の方にバトンタッチしていくかということが求
	められます。目標数値20名に対し、人数が多くなるように、全力を挙げての取り組み
	をお願いしたいです。これは意見になります。
鈴木会長	貴重な意見ありがとうございました。他にありますか。
L委員	7番の地域の商業の活性化の部分ですが、「中心市街地の賑わいを創出し」という記
	載のため、中心市街地だけの話と読み取ってしまいました。伊東ブランドの数を増や
	すということは商業者のやる気を引き出し、地域の商業の活性化が目的であるならば、

発言者	発言内容
	「中心市街地の賑わいを創出し」はミスリードになる文章ではないでしょうか。「ぬく
	も一る」に変え、「伊東ブランドの創出を支援することで、稼ぐ力や商業者のやる気を
	引き出し、市内経済の活性化を図ります」という文章でしたら、KPI がスッキリ理解で
	きます。これは「中心市街地に人を増やす」ことを目標としているのでしょうか。
観光経済部	ご意見のとおり、ブランド品目だけを創出することにより、市内経済の活性化を図
長	れるかというと、そうではございません。ブランド品目に認定された物品が価値を持
	っていかなければならないということを、充分認識しています。そういった意味で、伊
	東ブランドに認定された商品の信用度や認知度の向上に努めていきたいと思います。
	価値が上がれば、市内経済の活性化が図れるため、中心市街地だけでなく、市内全体の
	経済活性化を図っていきたいと考えております。
L委員	「中心市街地」が気になりますが、「中心市街地の賑わいを創出し」と入れておかな
	ければなりませんか。
観光経済部	最終的には市内経済の活性化を図りたいということで、全体の中での一部分という
長	表現です。あくまでも、最終目標は市内全体の経済の活性化を図っていくということ
	でご理解をいただきたいです。
鈴木会長	その他ご意見がないようでしたら、市の対応策にご承認をいただいたということで
	基本目標2 安定した雇用を創出する」基本目標3 「新しいひとの流れをつくる」の
	審議を終了といたします。
鈴木会長	次に、基本目標4「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び、基本目標5「時代
	に合った地域をつくり、地域と地域を連携する」並びに第3章「SDGs と施策の関係」
	について、委員の皆様からの意見に対する市の対応を報告願います。
奥山理事	それでは、資料7-3に基づき報告いたします。
	基本目標4「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」基本目標5「時代に合った地域
	を作り、地域と地域を連携する」第3章 SDGs と施策の関係において、委員の皆様か
	ら 15 件の意見をいただきました。
	No.1、基本目標4の①~④と⑥の具体的な事業について「ここ以外、具体的な事業の
	記載はないが、全体を通して全て具体的な事業を記載する等記載方法を統一した方が
	分かり易いのではないか。」という提案をいただきました。
	基本目標4結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中の①~④、⑥の施策に関して
	は、各施策に対し、関連した複数の事業を実施しているため、本項目については、主な
	具体的な事業を記載していますが、他の分野の事業については、1つの「具体的な施
	策」に多くの個別事業を位置付けているわけではないため、個々に「具体的な事業」と
	して位置づけることはしないこととし、原案どおりとします。
	次に、No.2、①子育て世帯の経済的支援について「子供を安心して育てるためには、
	経済的支援が一番大切だと思う。」という意見をいただきました。
	今後も継続して子育て世帯に対し経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠期から子
	育て期まで切れ目のない支援等を行い、出産、子育てに対する不安軽減に努めます。
	次に、No.3、同じく①子育て世帯の経済的支援について「①伊東市では、起業を促進しているが、国保加入者は、社会保険加入者は思わり、産前産終萄児期間において、底
	しているが、国保加入者は、社会保険加入者と異なり、産前産後育児期間において、所

得補償や育児休業期間の保険料免除措置等がないため、伊東市が起業を推進していることに鑑みても、自営業者世帯が、安心して子どもを産み育てられるためには、当該社会保険加入者との経済的補償格差を是正する必要があることから、上記を補てんする制度を新設すべきである。」という意見をいただきました。

①まず、所得補償についてですが、国民健康保険施行令第58条第2項により、市町村は条例の定めるところにより独自の保険給付(任意給付)を行うことができるため、法令上は制度新設が可能です。

しかしながら、この所得補償を目的とした新たな保険給付に係る費用はその全額を 国民健康保険税により賄わなければならず、結果として国保税率の上昇に直結してしまうため、事実上不可能と考えております。

次に保険料免除制度についてですが、平成30年度以降の国民健康保険事業は県単位の運営となったことで国保税の減免制度についても今後は県内の各市町の取扱いを統一化・標準化するよう基本方針が定められており、本市独自の新たな減免基準を設定することは非常に困難であります。

また、現在の厚生労働省の考え方は、そもそも国民健康保険税は前年所得に基づき 課税されており、仮に妊産婦の所得が産前産後・育児休業に相当する期間中に減少し た場合は、翌年度の負担水準に反映される仕組みになっていることに加え、無職など の低所得者も一定の税負担が生じる中、妊産婦という側面のみに着目して国保税を免 除することは難しいとの認識です。

ただし、国は、このような背景・課題があることを留意しつつも同様の要望が地方団体から上げられていることを受け、政策全体の中で幅広に検討する考えであるとのことです。

市が実施する子育で世帯に対する経済的支援に関しては、公平性を保つため、住民 登録等の最低限の要件を満たせば全ての方が対象となる制度であり、個人の加入保険 等による制度につきましては、今後、研究や検討をしていきます。

次に、No.4、同じく①子育て世代の経済的支援について「②また、新型コロナ対応策として、今年学校給食費が1学期無償化され、結果として、子育て支援策の充実として有益であったことから、移住定住促進を見据えた子育て施策として、今後も引き続き学校給食の無償化を実施すべきである。」というご意見をいただきました。

②学校給食費の完全無償化につきましては、移住定住促進や更なる子育て支援の充 実を図るためにも必要と考えておりますが、市が現在実施しております様々な子育て 支援施策と連動して検討すべきものでもありますので、参考意見として承ります。

次に、「③経済的支援には、経済的理由により、進学を諦める世帯もあり、早急に改善すべき問題であるところ、地域で子どもを育て、将来に展望の開ける人材を育成する等の観点から、現行の将来に負担を残す貸与型奨学金を廃止し、将来に負担なく希望を持ち郷土の誇りとして世界に羽ばたく人材を育成できる給付型奨学金へと充実化させるべきである。」という意見をいただきました。

③本市の育英奨学金事業は、国が給付型の奨学金制度を開始することに合わせて市 独自の給付事業を廃止した経過があります。それに伴い、貸与額の大幅な増額と、本市 発言者 発言内容 にUターンした者に対する返済金の半額免除制度を創設しており、住民税非課税世帯 等、経済的に困難な学生に対しては国が支援をする一方で、伊東市としては一人でも 多くの優秀な学生が本市で活躍できるような環境を支援するという形で、国と市とで すみ分けながら子育て世代の経済的支援を実施していると考えており、引き続き支援 してまいりたいと考えています。 なお、少子高齢化が著しい本市にとって喫緊の課題である、医療・福祉職の人材確保 のため「はじめよう伊東新生活」応援事業では、奨学金返還支援を行っており、これら の条件を満たすことで実質、奨学金の返還免除が可能となるケースもあります。 次に、№5、③妊娠・出産のための健康づくりと正しい知識の普及について「中学生、 高校生への母子父子健康事業は愛情と責任を学ぶことができ、大切だと思う。」という ご意見をいただきました。 将来、子育て世代となる中学生・高校生に対し、妊娠・出産等に関する知識の普及を 図ります。 次に、No.6、同じく③妊娠・出産のための健康づくりの正しい普及について「正しい 知識がついたかどうかを、どうやって調査しているのか。」と質問がございました。 現在、本事業は、授業時間の確保等により、対象となる学校のうち、一部の学校しか 実施できていない状況であることから、重要業績評価指標は、対象となる学校のうち、 何校の学校に対し実施できたかを普及率として設定しています。 次に、No.7と次ページのNo.11、⑦保育、幼稚園教育の充実のイ、ウ、エと⑨に応じた 教育的支援の指標について「満足度、満足している保護者の割合等、主観的な指標であ るので、客観的な指標にするべきではないか。4ページに「政策効果を客観的な指標に より評価し、・・・」とあります。 4ページに記載の客観的な指標による評価とは、数値目標等の指標を用いて効果検 証を行うことを意味しています。ご指摘の趣旨は理解するところですが、その他の方

法による成果の把握が困難であるため、指標の変更は行わないこととします。

次に、No.8、同じく⑦オ保育園及び幼稚園のあり方の策定について、「認定こども園の 目標値2園は具体的にどこに開園する予定か」とのご質問がございました。

令和3年4月1日から川奈愛育クラブが認可保育所から幼保連携型認定こども園に 移行する予定です。また、耐震化の未施工となっている宇佐美保育園の園舎への対応 に当たり、認定こども園を視野に入れ検討していきます。

次に、№9、⑧学校における教育環境の整備について、「文章の中に、「生きる力」を 学ぶ、とあるが、学習指導要領等の中には、「生きる力」については、「身につける」や 「育む」という文言で示されている。よって、「学ぶ」という言葉は修正すべきと考え る。」のご意見については、修正案のとおり修正します。

次に、№10、同じく®学校における教育環境の整備について、「児童生徒一人あたり の教育用コンピュータは予算もついているし、確実に行われることなので、それを KPI とすべきではないと思います。ICT活用教育アドバイザーの通年確保とか、教師の ICT 研修参加率など、別な指標を出すべきだと思います。」というご意見をいただきました。

ご意見のとおり、教育用コンピュータは予算確保がなされ、令和2年度中に、1人1

か。」との質問がございました。

台端末を整備する予定ですが、今後もその整備体制を維持していく必要があると考え、 成果指標としています。

次に、No.11、⑨個に応じた教育的支援の充実について「「学校が楽しいと思う子どもの割合」も主観的な指標であるため、客観的な指標にするべきではないか」とのご意見をいただきました。

4ページに記載の客観的な指標による評価とは、数値目標等の指標を用いて効果検証を行うことを意味しています。

ご指摘の趣旨は理解するところですが、その他の方法による成果の把握が困難であるため、指標の変更は行わないこととします。

次に、No.12、⑪地域における居場所づくりの推進について「目標にもかかわらず、4,294人から4,300人とほぼ現状維持になっている理由は何ですか。」との質問がございました。

目標値の設定に当たりましては、市内小・中・高生の人口動態を参考にしています。 少子化の進行は著しく令和2年度5,547人である小・中・高生の人数が、令和7年度 には4,565人まで減少する見込み、約1,000人減ですので、そのような状況下を踏ま え、"放課後子ども教室への参加延べ人数"について、現状を維持するような目標を設 定しました。

次に、No.13、「基本目標 5 時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携する①健康づくりの推進 エ生きがいづくり・介護予防の推進について「各地区に居場所があり、高齢者がいきいきと参加している。」「男性が参加しやすい居場所作りを考える」との修正意見については、居場所作りに当たっては、運営されている住民の方が出席する連絡会等を通して、より多様な方々が参加しやすい内容や環境整備に努めていきます。次に、No.14、③市民スポーツ活動の支援について「目標が現状維持の理由は何です

体育協会加盟団体は、野球、バレーボール、空手道など、各競技を統括する連盟、協会及び各地域の体育振興会等となっています。協会の加盟団体に関しましては、全国的な人口減少の影響に鑑み、相対的なスポーツ人口の減少が予想されています。このことからスポーツ人口の維持を目標とし、体育協会加盟の団体数に関しましても、現状維持を目標としています。

次に、No.15、「④ア 文化財の保護・保存について「目標数として、現行より 2 件指定文化財を増やすことになっているが、現在文化財保護審議委員会では、新規指定に向けた案件として、3件(仏現寺等の津波供養塔、一碧湖のチョウジソウ、宇佐美城山)が挙がっているが、なぜ 3 件ではなく 2 件なのか。また、上記 3 件のうちどの 2 件を指定する予定なのか。」との質問がございました。

現在文化財保護審議委員会で候補となっている新規指定に向けた案件は、全て審議いたしますが、審議の結果、全てが指定となるわけではありませんので特定はしていません。また、今後、新規指定に向けた新たな案件が提案される場合があります。現在指定されている文化財は、所有者、文化財保護監視員等の協力を得て保護に努めてまいりますが、伊東市文化財保護条例第5条第1項の規定により、市指定有形文化財と

発言者	発言内容
<u> Д</u> Д Д	しての価値を失ったもの等は、指定が解除になる場合があります。また、同条例第5条
	第3項の規定により、市指定有形文化財が静岡県指定有形文化財に指定されたときは、
	市指定は解除になります。
	以上15件でございました。
	続いて、資料7-4を説明します。
	基本目標4 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」というところで修正がござい
	ます。いずれも基本計画を審議する過程で、目標値の修正を行ったことにより、連動し
	て修正を行いました。
	① 子育て世帯の経済的支援の推進の重要業績評価指標「出産・子育て支援に関す
	る満足度」の目標値を60%から70%に修正します。
	また、⑨ 個に応じた教育的支援の充実の重要業績評価指標「学校が楽しいと思う
	子どもの割合」の目標値を小学校で 90.0%から 95.0%に、中学校で 85.0%から 90.0%
	にそれぞれ修正します。
	いずれも、第十一次基本計画を審議する過程で、目標値の修正を行ったものです。
	以上で報告を終わります。
鈴木会長	ただいま、市の対応を報告いただきましたが、まず、ご自身の意見について、補足等
	があればお願いいたします。
J委員	1番の書き方について、具体的な個別事業を記載するのではなく、統一し、個別事業
	を記載しないほうが良いのではないでしょうか。
奥山理事	ご意見ありがとうございます。頂戴した意見のとおりに考えておりました。元々、書
	式として、具体的な事業の記載は無く、具体的な施策・政策の評価、指標という作り
	で、わかりやすくするために具体的な事業を書き入れた方が良いという考えで掲載し
	ています。現行の総合戦略も同様に作成しており、変更するのであれば事業名を取り、
	統一する方向で考えたいのですが、今までの継続性の観点から、現状のまま書き入れ
	させていただけたらと考えているところでございます。
鈴木会長	J 委員いかがでしょうか。このままでよろしいですか。
J委員	はい。
鈴木会長	ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、基本目標4、5は市の対応
	   策のとおり、ご承認願います。
	   (意見無し)
9. その他	<u>h</u>
鈴木会長	最後に「その他」として委員から何かございますか。
	(意見無し)
	事務局から何かありますか。
事務局	長い時間ありがとうございました。第5回の審議会について告知をさせていただき
	ます。第5回伊東市総合計画審議会は11月6日(金)午後1時30分から、こちらの会
	場で開催します。ただいま審議頂いた次第の構想の推進、総合戦略の審議の結果を修
	正意見と付帯意見にまとめ、答申案としてご審議頂ければと思っております。事前に
	皆様に資料をお配りさせていただきますので、事前に確認をお願いします。11月6日
L	

発言者	発言内容
	の答申案の審議を経て、会長、副会長による、市長への答申を 11 月 10 日、午前 10 時
	から行っていただくスケジュールになっております。
10. 閉会	
鈴木会長	次回の審議会は 11 月 6 日(金)午後 1 時 30 分から 16 時 30 分までとなります。事務
	局から、通知いたします。
	これにて本日の会議を終了します。長時間のご審議、ありがとうございました。